

## 水産業協同組合の検査

### 1 検査の方針

水産業協同組合が信用事業、経済事業、指導事業等の活動を通じて、漁業者及び水産加工業者の協同組織としての負託に応えうる健全な経営を確保していくため、東日本大震災からの復旧・復興に係る各種施策の推進その他社会情勢の変化等を踏まえた検査を実施します。

さらに、新型コロナウイルス感染症による検査対象者の経営や内部統制又はガバナンスへの影響を的確に把握するとともに、その対応を検証しながら、合法性、合理性及び合目的性の視点を基本に据え、重点事項に焦点を当てた検証を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施します。

また、組合においても検査指摘事項の趣旨を正しく理解し、改善に着手できるよう双方向の議論を行い、一層深度ある検査の実施に努めます。

併せて、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、感染拡大の防止に向けた取組に留意します。

### 2 検査の重点事項

#### (1) 経営管理（ガバナンス）態勢の確立

ア 内部けん制態勢の確立

（ア） 日常業務に係るチェック態勢の構築

（イ） 監事監査及び内部監査の適切かつ十分な実施

イ 規約等に基づく適正な事業運営

ウ 特に、財務、経営状況が悪化している組合における事業・経営改善に向けた取組

#### (2) 法令等遵守態勢の確立

ア 役員のコンプライアンスに対する意識の醸成と職員への周知徹底

イ 定款、規約及び諸規程等の整備と運用

ウ 自己資本基準の適合状況

エ 正組合員の資格審査状況

オ 組合員管理（特に反社会的勢力等排除の取組）の状況と個人情報の保護・管理

カ 不祥事件等の未然防止

キ 組合員に直接奉仕するという水産業協同組合法の目的に合致した事業実施の状況

#### (3) 財務の健全性確保

ア 会計原則に則した会計処理

イ 伝票・帳簿等の適正な作成及び管理

ウ 適正な財務諸表（決算関係書類）等及びディスクロージャー誌の作成

エ 債権債務、棚卸資産等の適正な管理

#### (4) 信用事業の適正化

ア 貯金業務に係る現金収納、払戻処理等の適正化

イ 反社会的勢力等との取引防止の取組

ウ 貯金者データ整備状況

(5) 共済事業の適正化

- ア 共済契約の適正化（架空・借名契約、重要事項説明、意向確認）
- イ 共済掛金の収納、返戻金処理等の適正化
- ウ 共済金支払事務の適正化

(6) 経済事業の適正化

- ア 経済事業の収支改善に向けた取組状況
- イ 適正な債権債務管理と在庫管理
- ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の遵守状況

3 検査の種類

	種類	内容
法的根拠による分類	常例検査	法第 123 条第 4 項に基づき、出資組合等について毎年 1 回を常例として行う検査
	随時検査	法第 123 条第 3 項に基づき、信用事業又は共済事業を行う組合等の事業の健全な運営を確保するために行政庁が必要と認めるときに行う検査
	要請検査	法第 127 条第 1 項に基づき、随時検査のうち、信用事業及び共済事業を行う組合等に関して都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認めるときに行う検査
	認定検査	法第 123 条第 2 項に基づき、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査
	請求検査	法第 123 条第 1 項に基づく組合員又は会員の請求による検査
	子法人等、信用事業受託者及び共済代理店検査	法第 123 条第 5 項に基づき、組合の検査をする場合において、当該組合の子法人等の検査が特に必要であると認めるときに行う検査
検査実施範囲による分類	全面検査	検査対象組合の全部門について行う検査
	部分検査	特定部門について重点的に検査する必要がある組合に対し、特定部門を対象に実施する検査
	事後確認検査	常例検査、随時検査又は認定検査を実施した組合を対象として検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認する検査

注) 法…水産業協同組合法